

病院の整備計画の公募に関する要綱

(平成14年10月23日健康福祉部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募（以下「公募」という。）を行うに当たり必要な事項を定め、埼玉県の医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

(申請者の責務)

第2条 公募に応じようとする者（以下「応募者」という。）は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この要綱に定める手続等を遵守するものとする。

(申出書の提出)

第3条 応募者は、知事が指定する期間内に、別紙様式1の「病院の整備計画申出書」（以下「申出書」という。）を保健医療部長に提出しなければならない。

(申出書の審査)

第4条 保健医療部長は、病院の整備計画（以下「整備計画」という。）について医療提供体制整備の基本的方向との適合性、計画の確実性等を審査する。

2 保健医療部長は、前項の審査をするため、次の各号に掲げる者をもって組織する公募審査会を設置する。

- (1) 保健医療部長
- (2) 健康政策局長
- (3) 医療政策局長
- (4) 保健医療政策課長
- (5) 医療整備課長

(採用する整備計画の決定)

第5条 知事は、医療審議会の意見も踏まえて採用する整備計画を決定する。

2 第1項の規定により決定したときは、保健医療部長は、速やかに応募者にその結果を通知する。

(申出書の返却)

第6条 保健医療部長は、応募者から書面により応募の取下げがあったときは、当該者から提出された申出書を返却する。

(被採用者の責務)

第7条 採用の通知を受けた者（以下「被採用者」という。）は、採用に係る整備計画（以下「被採用計画」という。）に基づき事業を実施するものとする。

(採用後の状況の把握)

第8条 被採用者は、病院の開設等が行われるまでの間、四半期毎に被採用計画の進捗状況を保健医療部長に報告するものとする。

2 保健医療部長は、適宜被採用計画の進捗状況を医療審議会に報告するものとする。

(採用計画の変更)

第9条 被採用者は、被採用計画を変更する必要が生じた場合、別紙様式2の「病院の整備計画変更申請書」を保健医療部長に提出しなければならない。

2 保健医療部長は、医療審議会の意見も踏まえ、やむを得ないと認められる場合は承認するものとする。

(採用計画の中止)

第10条 被採用者は、被採用計画を中止する場合、別紙様式3の「病院の整備計画中止届」を保健医療部長に提出しなければならない。

2 保健医療部長は、被採用計画の中止について地域医療構想調整会議及び医療審議会に報告するものとする。

(採用通知の失効)

第11条 被採用計画による期日までに事業が開始されないときは、保健医療部長は採用決定を取り消すものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和6年6月5日から施行する。

別紙様式 1

病院の整備計画申出書

年　月　日

(宛先)

埼玉県保健医療部長

住所

氏名（法人名）

病院の名称				
病院開設等予定地				
病院の整備計画の概要		別紙のとおり		
担当者	氏名			
	所属			
	住所			
	電話		FAX	
	メールアドレス			

別紙様式 2

病院の整備計画変更申請書

年　月　日

(宛先)

埼玉県保健医療部長

住所

氏名（法人名）

年　月　日付で承認のあった病院の整備計画について、下記のとおり
変更を申請します。

記

1 変更前の整備計画

2 変更後の整備計画

別紙様式3

病院の整備計画中止届

年　月　日

(宛先)

埼玉県保健医療部長

住所

氏名（法人名）

年　月　日付で承認のあった病院の整備計画について、下記のとおり
中止することとしましたので届け出ます。

記

1 整備計画の概要

2 中止する理由